

庁外関係者との連携による 個別避難計画の作成の推進

令和6年度個別避難計画推進全国協議会

令和7年1月8日

内閣府政策統括官（防災担当）付避難生活担当参事官室

個別避難計画はどのようなものか？

近年頻発する豪雨災害における高齢者等への被害の集中

●平成30年7月豪雨

愛媛県、岡山県、広島県の死者数のうち、60歳以上の死者数の割合

→約70% (131人/199人) (高齢者の死者数/全体死者数)

(うち市区町村別死者数最大の倉敷市真備町における70歳以上の割合
約80% (45人/51人))

●令和元年台風第19号

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約65% (55人/84人)

●令和2年7月豪雨

全体の死者数のうち、65歳以上の死者数の割合

→約79% (63人/80人)

(うち熊本県 約85% (55人/65人))

注：本資料中に記載している死者数等の数値は、2020年12月24日に公表された「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ）」本文中に記載されているものであり、最新値とは異なる可能性があります。

趣 旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図るため、以下の措置を講ずることとする。

改正内容

1. 災害対策基本法の一部改正

①災害時における円滑かつ迅速な避難の確保

1) 避難勧告・避難指示の一本化等

<課題>

本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず、逃げ遅れにより被災する者が多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていない。

住民アンケート
・避難勧告で避難すると回答した者：26.4%・避難指示で避難すると回答した者：40.0%



避難情報の報道イメージ
(内閣府で撮影)

<対応>

避難勧告・指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直し。

2) 個別避難計画（※）の作成

<課題>

避難行動要支援者名簿（平成25年に作成義務化）は、約99%の市町村において作成されるなど、普及が進んだ。いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題。

近年の災害における犠牲者のうち
高齢者（65歳以上）が占める割合
令和元年東日本台風：約65%
令和2年7月豪雨：約79%

<対応>

避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、**個別避難計画について、市町村に作成を努力義務化。**

任意の取組として計画の作成が完了している市町村 約10% 任意の取組として一部の計画の作成が完了している市町村 約57%
※併せて、マイナンバー法を改正し、名簿・計画の作成等に当たりマイナンバーに紐づく情報を活用



避難行動要支援者が
災害時に避難する際のイメージ

3) 災害発生のおそれ段階での国の災害対策本部の設置／

広域避難に係る居住者等の受入れに関する規定の措置等

災害発生のおそれ段階において、国の災害対策本部の設置を可能とするとともに、市町村長が居住者等を安全な他の市町村に避難（広域避難）させるに当たって、必要となる市町村間の協議を可能とするための規定等を措置。



大規模河川氾濫時の他市町村への避難イメージ

②災害対策の実施体制の強化

1) 非常災害対策本部の本部長を内閣総理大臣に変更

2) 防災担当大臣を本部長とする特定災害対策本部の設置

※非常災害に至らない、死者・行方不明者数十人規模の災害について設置

3) 内閣危機管理監の中央防災会議の委員への追加



令和2年7月豪雨時の非常災害対策本部

2. 内閣府設置法の一部改正

内閣府における防災担当大臣の必置化

3. 災害救助法の一部改正

非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用

国の災害対策本部が設置されたときは、これまで適用できなかった災害が発生する前段階においても、災害救助法の適用を可能とし、都道府県等が避難所の供与を実施。

個別避難計画の概要

○高齢者や障害者など自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援等を実施するための計画

○これまで取組指針^(※)で作成を促してきたが、災害対策基本法に位置付け、さらに取組を促す

(※) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 平成25年8月 内閣府(防災担当)

【取組指針に基づく市町村の作成状況】計画の作成に着手している市町村：1,581団体(91.8%)、未作成：141団体(8.2%)

令和6年4月1日現在
n=1,722団体(石川県管内市町(19市町)については、令和6年
能登半島地震の影響に鑑み、本調査の対象としない。)

対 象 者

○高齢者や障害者などのうち自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るため特に支援を要する避難行動要支援者

作 成

○市町村が作成に努める(努力義務)ものとし、福祉専門職など関係者と連携して計画を作成
※地域における災害被害の想定や本人の心身の状況などを踏まえ、優先度が高い方から計画を作成
※個別避難計画は、避難行動要支援者本人の同意を得て作成
※個別避難計画の作成に要する経費について、普通交付税で措置

記 載 内 容

(氏名、住所等のほか) ○避難支援等を実施する者 ○避難先 等

個別避難計画情報の避難支援等関係者^(※)などへの提供

(※) 避難支援等関係者：消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など

○適切な避難支援等が実施されるよう、個別避難計画情報を避難支援等関係者などに提供

注) 個別避難計画情報：個別避難計画に記載し、又は記録された情報

○平時は、条例に特別の定めがある場合又は避難行動要支援者本人等^(※)の同意がある場合に提供し、災害時は本人等の同意を要しない

(※) 避難行動要支援者本人等：①避難行動要支援者本人と
②支援をする避難支援等実施者

避難支援等実施者に関する記載等のイメージ

(個別避難計画のイメージ)

● ● 町 個 別 避 難 計 画

避難行動要支援者

個別避難計画に記載された情報（計画情報）は、避難支援等の実施に必要な限度で消防や警察等の避難支援等関係者に提供されることとなります。計画に記載された情報の一部だけを消防や警察等の避難支援等関係者に提供することも可能です。提供先では必要以上に共有することがないようにするなど、情報漏洩の防止などの対応に努めています。

ふりがな	ばんどう たろう	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	生年月日	平成●●年●●月●●日
氏 名	坂東 太郎		性 別	男 女
住所又は居所	●●町字◆◆23番地	避難するときに必要な支援の内容 聞こえに関して支援して いただきたいです		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-1234			

避難支援等実施者

避難支援等実施者本人やその家族等の生命及び身体を守る事が大前提です。また、個別避難計画は、あくまで避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるためのものであり、避難支援等実施者に対して、避難支援等の結果について法的な責任や義務を負わせるものではありません。避難支援等実施者は個人である必要はありません。組織や団体を記載することも可能です。

ふ り が な	ふくし うめこ	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	できること
氏名又は名称	福祉 梅子		☒ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☐ 避難しているかの確認 ☐ 避難先と一緒にいく ☒ その他 ※具体的に書いてください メールやFAXで、避難しているかを確認
住所又は居所	●●町字◆◆35番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-5678		

ふ り が な	しかくしかくじちかい	計画情報を避難支援等関係者に提供することに同意します ✓	できること
氏名又は名称	◆◆自治会		☐ 高齢者等避難などの避難情報の伝達 ☒ 避難しているかの確認 ☒ 避難先と一緒にいく ☐ その他 ※具体的に書いてください
住所又は居所	●●町字◆◆78番地		
電話番号その他の連絡先	●●●-●●●-7891		

1名や1団体でも問題ありません。3以上の場合、欄を埋めたり、欄外や裏面を活用してください。

避難先・避難経路・その他

避難経路は災害時にとることが予定される経路を書いてください。災害の状況によっては、記載のとおり避難できない場合もあります。その場合は、当日の状況に応じて避難経路や避難先を変更してください。

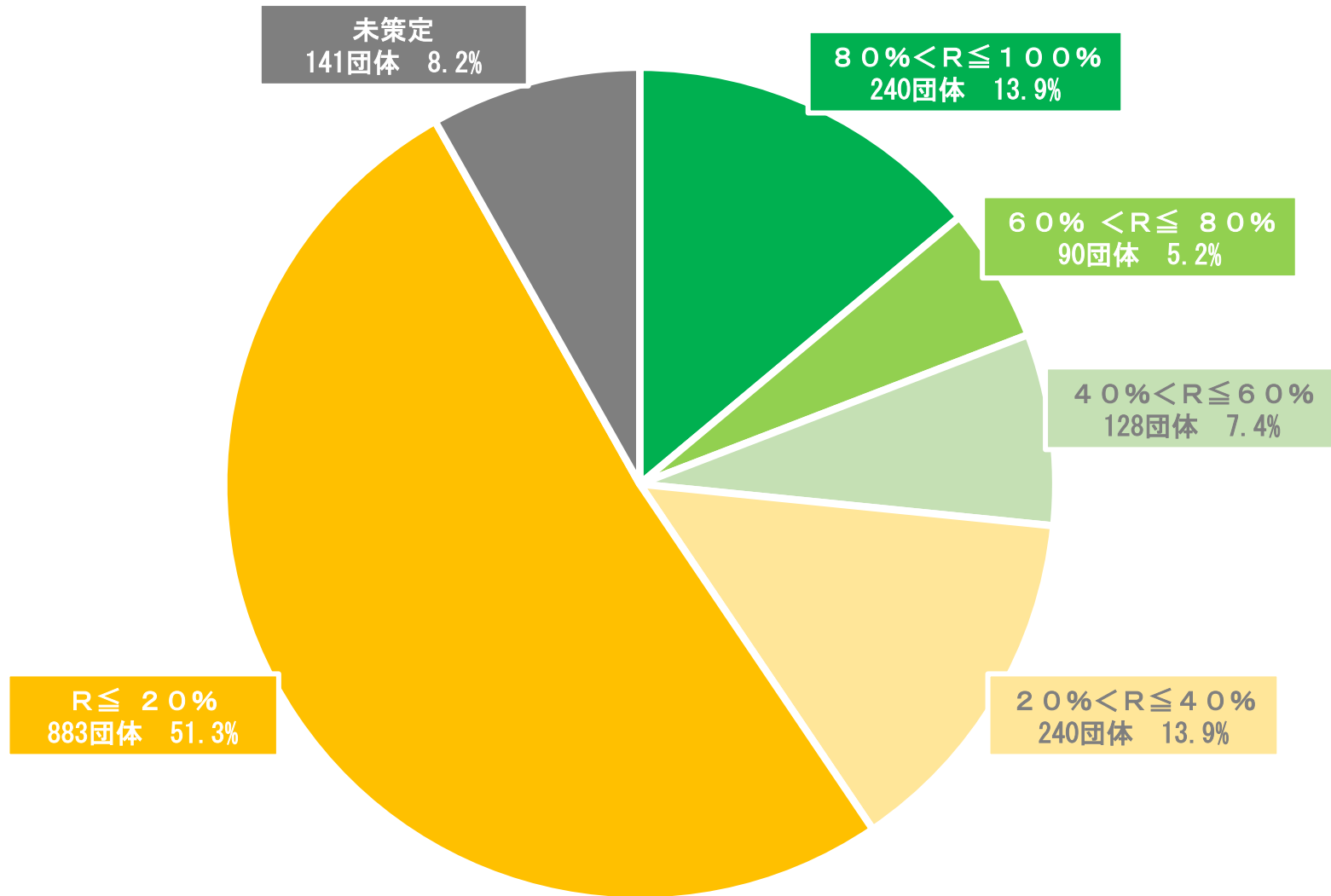
避 難 先 自宅（※屋内安全確保の場合） ◆◆公民館（※立退き避難の場合）	避難経路 自宅→町道●号線を渡る→◆◆公民館 （道路をはさみ自宅が近い） ※自宅前に流雪溝があります。 雪が積もっている時季には見えにくいので気を付けてください。	その他 玄関先に必要なお薬を入れている非常用持ち出し袋を準備しているの、忘れず持ち出すよう、みんなで声かけしてください。
--	---	--

災害時の御相談先：●●町●●課●●係 ●●●-●●●-●●●●

個別避難計画の 作成に関する取組状況

個別避難計画の策定状況

令和6年4月1日現在

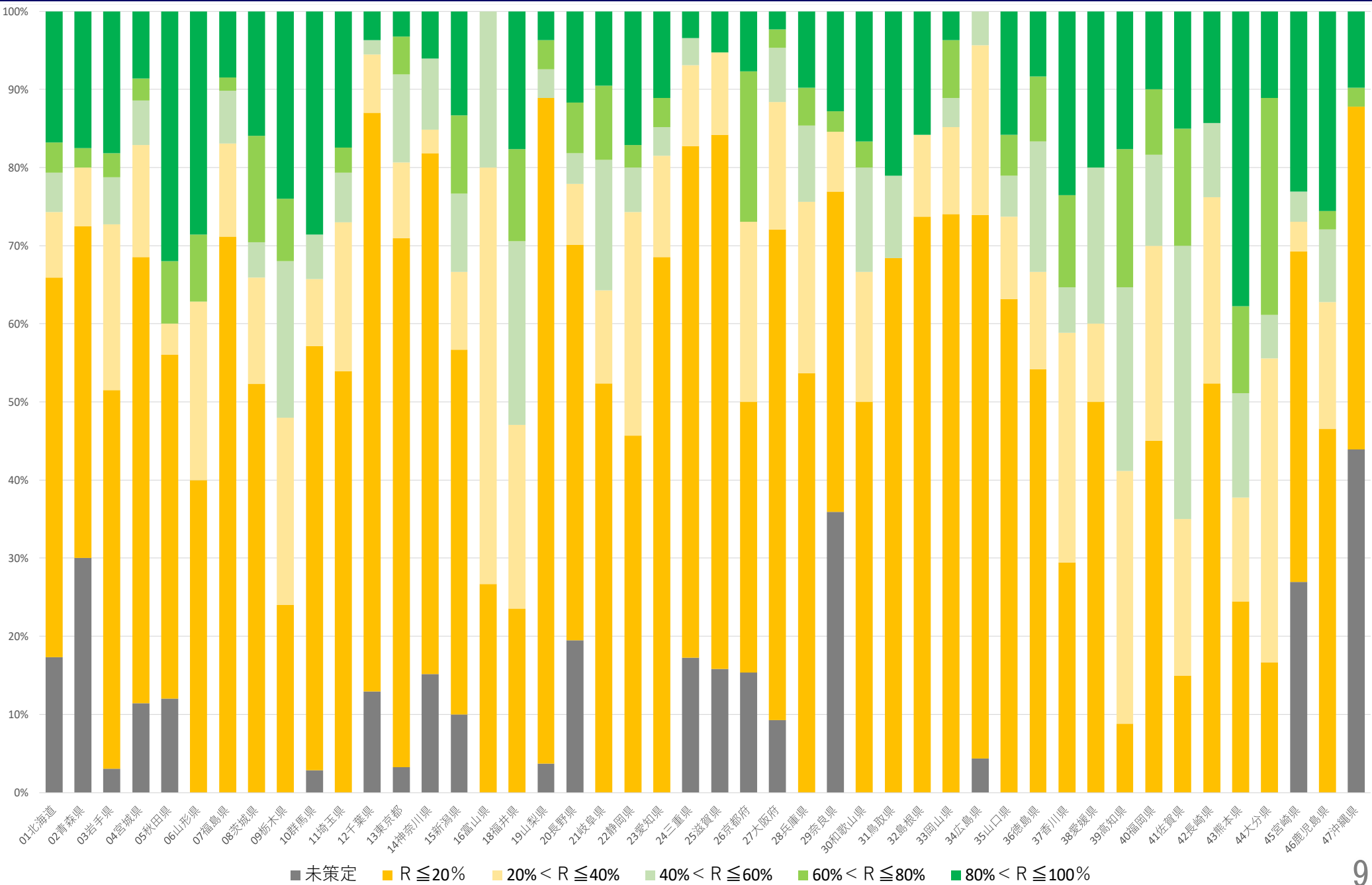


R=各市町村ごとの個別避難計画の策定済数／各市町村ごとの避難行動要支援者の数

n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。）

都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在

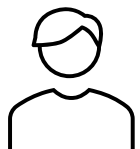


都道府県別の個別避難計画策定状況について

令和6年4月1日現在

都道府県	市町村数	80%＜R≤100%	60%＜R≤80%	40%＜R≤60%	20%＜R≤40%	R≤20%	未策定	都道府県	市町村数	80%＜R≤100%	60%＜R≤80%	40%＜R≤60%	20%＜R≤40%	R≤20%	未策定
01北海道	179	30	7	9	15	87	31	26京都府	26	2	5	0	6	9	4
02青森県	40	7	1	0	3	17	12	27大阪府	43	1	1	3	7	27	4
03岩手県	33	6	1	2	7	16	1	28兵庫県	41	4	2	4	9	22	0
04宮城県	35	3	1	2	5	20	4	29奈良県	39	5	1	0	3	16	14
05秋田県	25	8	2	0	1	11	3	30和歌山県	30	5	1	4	5	15	0
06山形県	35	10	3	0	8	14	0	31鳥取県	19	4	0	2	0	13	0
07福島県	59	5	1	4	7	42	0	32島根県	19	3	0	0	2	14	0
08茨城県	44	7	6	2	6	23	0	33岡山県	27	1	2	1	3	20	0
09栃木県	25	6	2	5	6	6	0	34広島県	23	0	0	1	5	16	1
10群馬県	35	10	0	2	3	19	1	35山口県	19	3	1	1	2	12	0
11埼玉県	63	11	2	4	12	34	0	36徳島県	24	2	2	4	3	13	0
12千葉県	54	2	0	1	4	40	7	37香川県	17	4	2	1	5	5	0
13東京都	62	2	3	7	6	42	2	38愛媛県	20	4	0	4	2	10	0
14神奈川県	33	2	0	3	1	22	5	39高知県	34	6	6	8	11	3	0
15新潟県	30	4	3	3	3	14	3	40福岡県	60	6	5	7	15	27	0
16富山県	15	0	0	3	8	4	0	41佐賀県	20	3	3	7	4	3	0
18福井県	17	3	2	4	4	4	0	42長崎県	21	3	0	2	5	11	0
19山梨県	27	1	1	1	0	23	1	43熊本県	45	17	5	6	6	11	0
20長野県	77	9	5	3	6	39	15	44大分県	18	2	5	1	7	3	0
21岐阜県	42	4	4	7	5	22	0	45宮崎県	26	6	0	1	1	11	7
22静岡県	35	6	1	2	10	16	0	46鹿児島県	43	11	1	4	7	20	0
23愛知県	54	6	2	2	7	37	0	47沖縄県	41	4	1	0	0	18	18
24三重県	29	1	0	1	3	19	5	合計	1,722	240	90	128	240	883	141
25滋賀県	19	1	0	0	2	13	3	率	100.0%	13.9%	5.2%	7.4%	13.9%	51.3%	8.2%

個別避難計画の有効性や
関係者との連携の取組等の状況



個別避難計画の有効性

高齢の方や障害のある人などのうち自ら避難することが困難な方について、個別避難計画を作成し、作成した計画に基づき訓練を実施していた。
令和4年9月に台風第14号が接近した際には、計画作成を通じて事前に決めていた福祉避難所にスムーズに避難することができた。

地域の関係者や福祉専門職が集まり地域調整会議を開催し、**みんなで情報を共有して話し合っ**て一緒に個別避難計画を作成したことが、**地域の実情を踏まえた実効的な個別避難計画に役立った。**また、地域調整会議は、避難行動要支援者の避難等を**支援して**くださる方を見い出すことにも**つながった。**さらに、個別避難計画の作成に**本人のことをよく知る福祉専門職の参画を得ることで、避難先の福祉避難所である社会福祉施設と噛み合った調整を行うことができるようになり、実効的な個別避難計画を作成できた。**

【台風第14号（令和4年9月18日）】（黒潮町 20代 男性 町役場職員）



地域の関係者が集まり計画を作成するようす



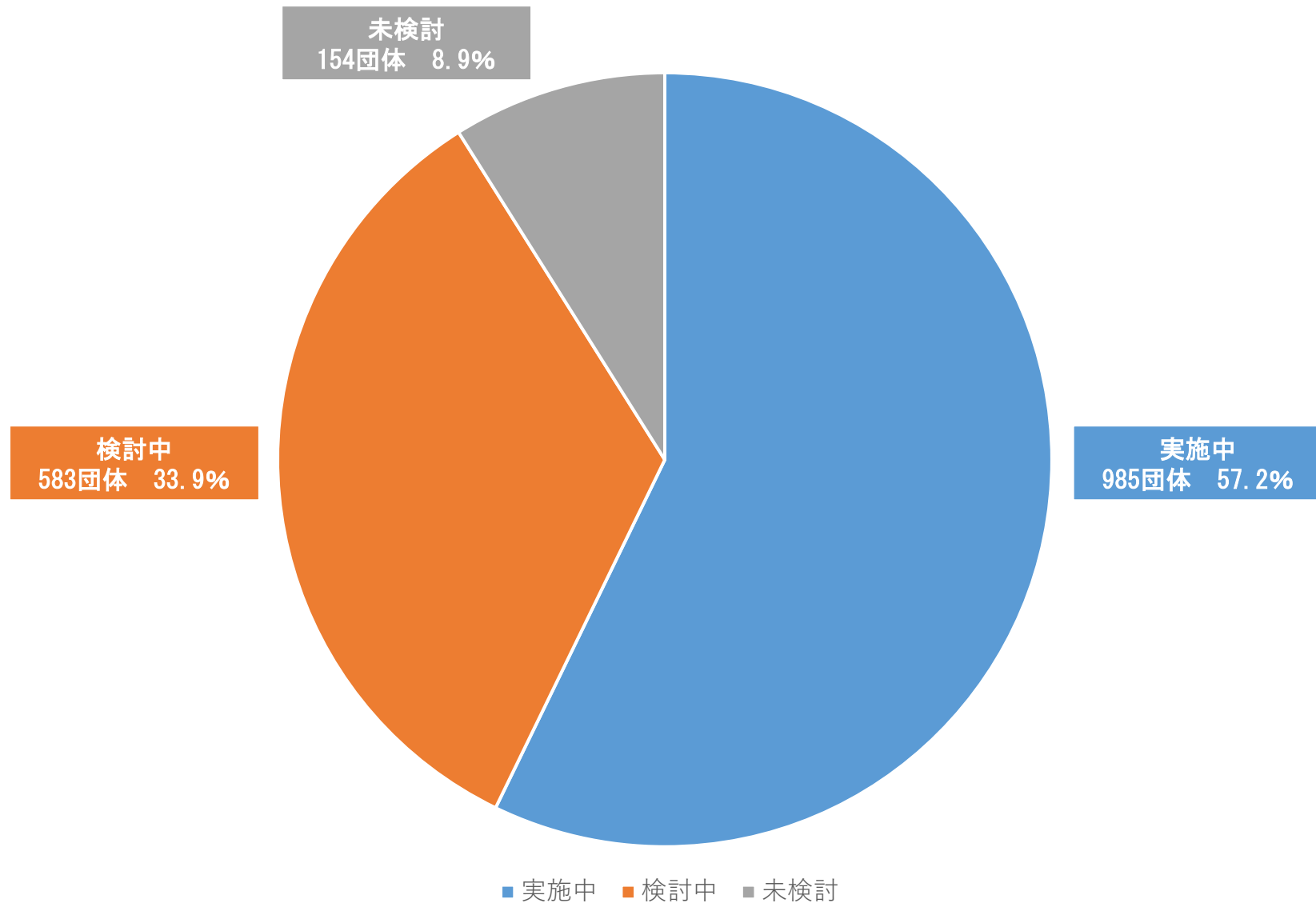
支援者と避難するようす（訓練）



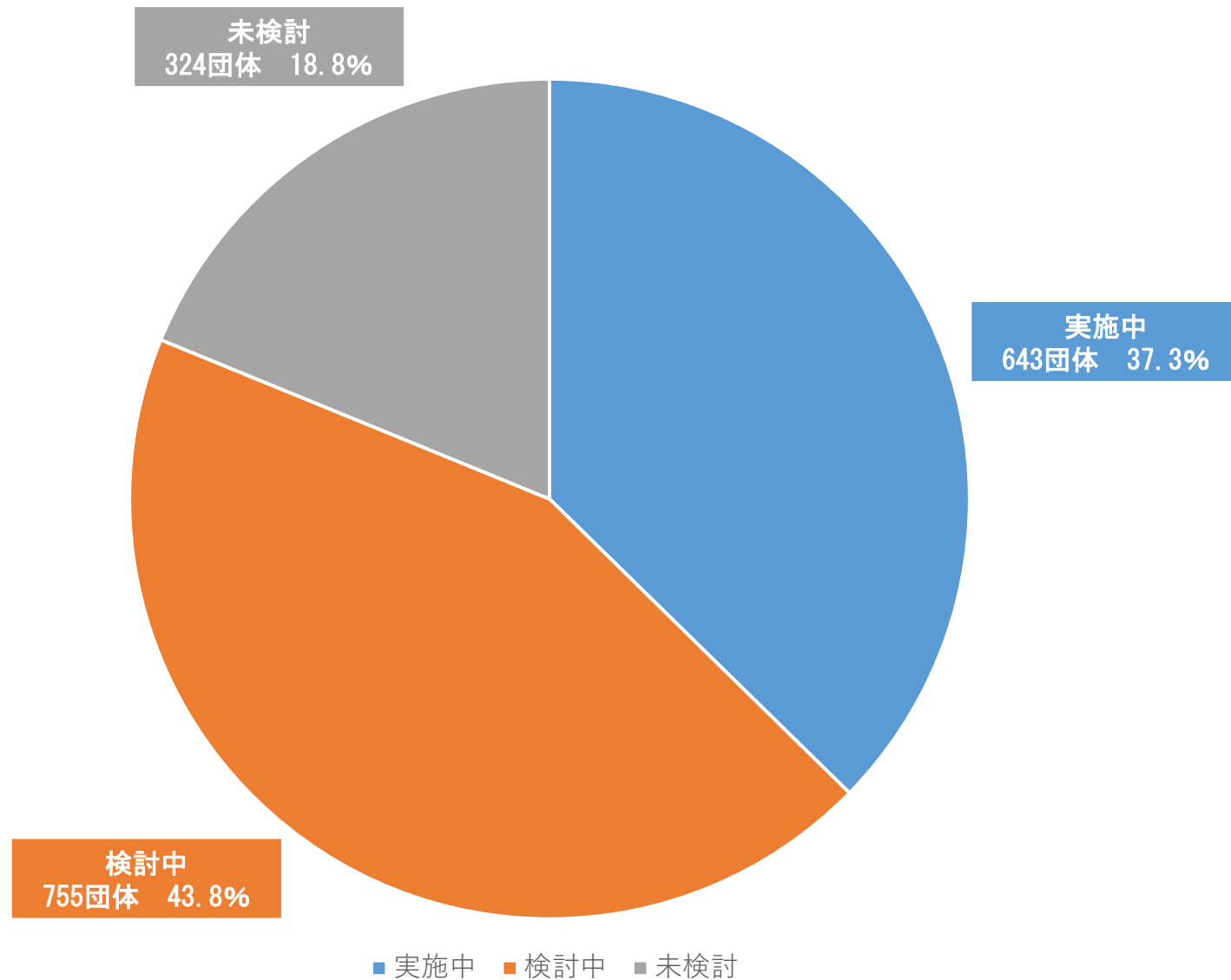
津波避難タワーへの避難のようす（訓練）

庁外（関係者）との連携の取組状況

令和6年4月1日現在



n=1,722団体（石川県管内市町（19市町）については、令和6年能登半島地震の影響に鑑み、本調査（令和6年4月1日時点）の対象としていない。） 13



個別避難計画作成の取組への
支援策等はあるのか？

個別避難計画の作成に係る財政措置・支援策等

<作成に係る財政措置・支援策>

(財政措置)

- 令和3年度より、市町村における個別避難計画の作成経費について新たに地方交付税措置
 - ・優先度の高い方について、おおむね5年程度で作成に取り組むよう依頼
 - ・作成には福祉専門職の参画も想定している。作成経費は、これまでの事例等から、福祉専門職の参画に対する報酬や事務経費など一人あたり7千円程度を要すると想定

(支援策)

●作成手順などを明示した具体的な取組指針の提示

- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（令和3年5月改定）
 - ※福祉避難所については、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」（令和3年5月改定）
- 作成手順等をわかりやすく示した手引き「個別避難計画の作成に取り組むみなさまへ」（令和5年1月）

●優良事例を全国的に展開するためのモデル事業の実施（内閣府予算事業）

《令和3年度と令和4年度（実績）》

- ・自治体における個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築するため、モデル事業を実施。

市町村事業 個別避難計画の作成プロセスの構築に取り組む市町村の事業（R3:34団体、R4:23団体）注）特別区も市町村事業の対象

都道府県事業 管内の市町村事業の成果等を共有する場を設け、意見交換をして

改善し、横展開をすることなどに取り組む都道府県の事業（R3:18団体、R4:11団体）

《令和5年度と令和6年度》

- ・都道府県における市町村支援のノウハウの蓄積や普及を図るため、モデル事業を実施※

※令和5年度：北海道、山形県、福島県、東京都、神奈川県、新潟県、長野県、愛知県、滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、徳島県、長崎県、鹿児島県、沖縄県（16団体）

令和6年度：北海道、秋田県、山形県、茨城県、東京都、神奈川県、山梨県、新潟県、富山県、滋賀県、京都府、奈良県、佐賀県、長崎県（14団体）

《令和7年度（予定）【0.3億円】》

- ・都道府県における市町村支援のノウハウの蓄積や普及を図るため、モデル事業を実施
（全国協議会等の開催や関係団体との連携した取組の加速を支援する事業を重点に）

●活用の可能性がある既存の補助制度（※）の紹介・周知

※防災・安全交付金や農山漁村地域整備交付金は、個別避難計画の作成に活用できる可能性がある

※デジタル田園都市国家構想交付金は、個別避難計画に係るシステムの導入に活用できる可能性がある

全国協議会設立の趣旨について

「個別避難計画推進全国協議会」の開催について

1. 趣旨

近年の自然災害の頻発化と激甚化を受け、高齢の方や障害のある方などの要配慮者のうち、自ら避難することが困難であり、避難の際に支援が必要な避難行動要支援者について、災害に備え平時から個別避難計画を作成することが、令和3年の災害対策基本法の改正において市町村の努力義務とされた。個別避難計画作成の取組を進めるには、対象者である要介護の高齢の方や障害のある方のことをよく知る福祉や保健などの関係者の参画を得て、自治会などの地域活動の担い手に協力をいただくとともに、関係者の間で防災に関して共通の認識を持ち、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に係る情報の提供を受け、協力が可能となるよう、顔の見える関係性を構築し、関係団体の間で知見の共有を図り、それぞれの役割について理解を深めるため「個別避難計画推進全国協議会」（以下「協議会」という。）を開催する。

2. 構成団体・オブザーバー一覧

【構成団体】

（社福）全国社会福祉協議会
全国自治会連合会
全国保健師長会
（一社）日本介護支援専門員協会
日本障害フォーラム
（公財）日本消防協会
（NPO法人）日本相談支援専門員協会
（一財）日本防火・防災協会

【オブザーバー】

全国知事会
全国市長会
全国町村会

3. 協議会の議事

協議会は公表とする。

4. 協議会の庶務

協議会の庶務は、内閣府政策統括官（防災担当）
付参事官（避難生活担当）において処理する。

全国（中央）での連携により
取組推進の機運の醸成を図り
都道府県や市町村への波及を!!

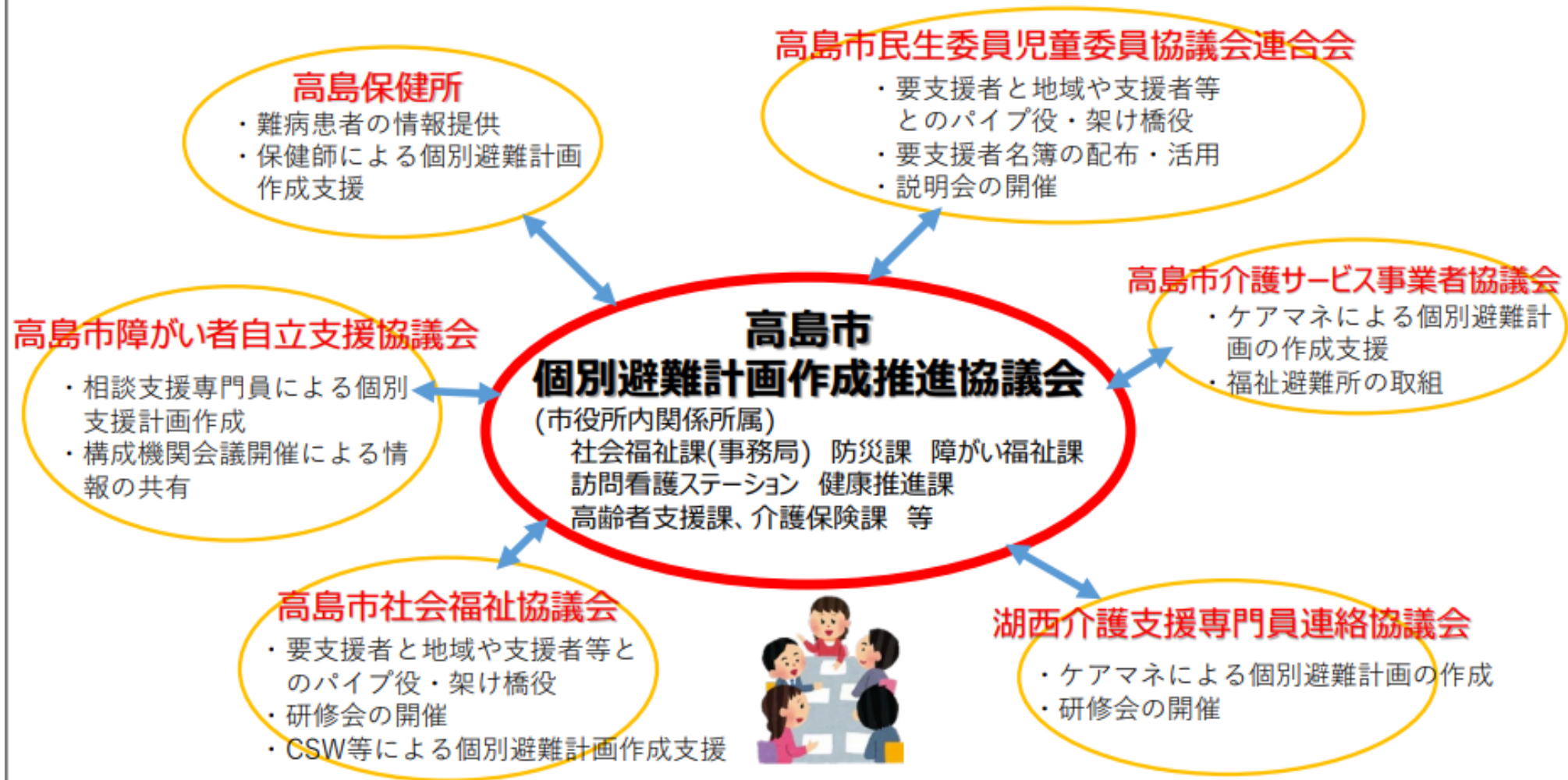
機会を捉えて都道府県単位や市町村単位の
団体や組織に呼び掛けをお願いします

【参考】

関係者と連携して個別避難計画の
作成に取り組んでいるその他事例

オブザーバー
滋賀県(防災危機管理局等)

高島市個別避難計画作成推進協議会の設置



宮崎県宮崎市の取組

モデル地区による「個別避難計画」を活用した共助のあり方の検討

○都市部である檉地域と、海岸部で昨年度に土砂災害にあった青島地域の2地区をモデル地区とし、福祉専門職が作成した「個別避難計画」を活用した共助のあり方について地域の避難支援等関係者を構成員とする検証委員会を開催。検証委員会は3回実施し、それぞれの地域の実情に合わせた協議を行った。

- ・第1回（8月開催）：制度の概要説明 モデル事業の目的、概要の説明
- ・第2回（11月開催）：福祉専門職が作成した「個別避難計画」を活用して、実際の避難支援や避難支援体制に関する協議
- ・第3回（2月開催）：これまでの振り返りと避難支援体制構築のフロー（モデル版）の確認。

【検証委員会構成】

自治会、民生委員児童委員、地元消防団、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、地域自治区事務所職員（行政）



個別避難計画作成モデル事業（2地区）【地域の避難支援等関係者アンケート結果】

【モデル事業に参加した感想】

- ・地域、本人、福祉専門職が災害について話し合う場がこれまで少なかったと感じた。このような話し合いの場が増えると良いと思う。
- ・関係団体のつながりの機会ができて良かった。
- ・自分の地区を災害時にどう対応していくか、考えるよい機会になった。具体的に来年度は地区民に落とし込んでタイムラインを作っていく予定。
- ・モデル地域に選定され各団体と話し合う場がもてたのは良かったと思う。
- ・自治会での情報交換の場での話し合いを回を増やしていきたいと思う。

【福祉専門職との情報共有や話し合いの機会に参加した感想】

- ・とても良かった。特に人間関係が大切であるため、福祉専門職との関係は大事。
- ・視覚障がいのある方が避難の練習をしたという話を聞き、事前に避難について、本人や家族に考えてもらう機会になったと感じた。自助、共助に気づくことが向上につながる。
- ・福祉専門職が作成した個別避難計画の説明を受けながら個別避難計画作成の重要性を感じた。情報共有してどう動かすかを話し合っておくというのではと考えた。
- ・福祉専門職の活動が地域福祉に寄ってきたように感じた。よいきっかけになった。

【地域での避難支援体制を構築するうえで不安に感じる事】

- ・福祉専門職が、地域福祉活動にどの程度、理解があるのかが気になる。
- ・個人情報の取扱い、避難支援者の確保、各団体との連携の取り方
- ・自治会の班や近所への方の繋がり、存在の周知や声掛け、見守りが必要。
- ・自治会未加入者が多い為、体制が一部の人達だけでしか構築できない。
- ・地域での団体との連携をうまくやらないと支援体制は難しい。
- ・日頃からのご近所交流が薄くなっている地域だと不安。地域のつながりは大切。
- ・自治会での訓練に個別避難計画を入れて実践すると、少し不安が緩和されると思う。

個別避難計画作成モデル事業（2地区）【福祉専門職（5事業所）アンケート結果】

【個別避難計画作成について】

- 作成時間 ・1～2時間（2事業所） ・2～3時間（3事業所）
- 作成に関して困難だったこと
 - ・個別避難計画作成の時間の捻出 ・実際の避難支援者を決定すること（3事業所）
 - ・ハザードマップで、危険度の確認 ・具体的な避難手段・場所等の記載（2事業所）
- その他（作成に関して困難だったこと）
 - ・本人・家族が避難に対してあまり考えていなかった。
 - ・どこに避難すれば大丈夫なのか分らなかった。
 - ・本人と避難経路等の確認があるため、時間がかかった。
 - ・計画作成の対象者が、一気に増えると負担感が大きい。
 - ・避難支援者の欄について、「誰か助けに来てくれるのか」と聞かれた。

【地域の避難支援等関係者との情報共有する場について】

- 避難支援等関係者との情報共有の場は必要か
 - ・必要（4事業所） ・必要だと思うが出席が難しい（1事業所）
- 情報共有の場に参加可能か ・できる限り参加したい（全事業所）
- 地域の避難支援等関係者との情報共有や話し合いの機会に参加した感想
 - ・地域の自治会・民生委員さんと交流する機会がないので、話をできて良かった。
 - ・民生委員さんが独居の方のみ把握している事を知り、このような場が必要だと感じた。
 - ・一人の障がい者に対し、多くの支援者が関わっていることに驚いた。
 - ・地域の方の意見を聞くことで、見えない所も多く見えたので良かった。
 - ・地域の方が親身になって色々と考えてくださり、心強いなと思った。
 - ・民生委員の方とつながることができ、本人も安心している様子だった。
 - ・顔を合わせて情報共有ができた検証委員会は必要な会議だと感じた。

庁内関係部局及び庁外関係機関との連携強化

宮崎市要配慮者避難支援プラン（地域防災計画をより具体化した行動計画）の改定

- ・災害対策基本法の改正に伴う「要配慮者避難支援プラン」の改定について、庁内関係各課、庁外関係機関と協議を行い、要配慮者の避難支援についての連携を深めた。
- ・担当者を6回、策定委員会を4回実施し、連携の強化が図られているため、今後（令和5年度以降）は、継続していくために協議会として定期的な開催を行っていく予定。

【担当者会議（庁内関係部局）の構成】

企画財政部 危機管理部 地域振興部
福祉部 子ども未来部 健康管理部
教育委員会 消防局（8部局 20課）

【会議開催回数】計6回（書面開催含む）

（6月、7月、10月、11月、1月、3月（予定））



【策定委員会（庁外関係団体）の構成】

自治会連合会 民生委員児童委員連絡協議会
地区社会協議会会長 市消防団 高齢者福祉関係団体
障がい福祉関係団体 難病患者関係団体
災害ボランティア団体 市社会福祉協議会（14団体）

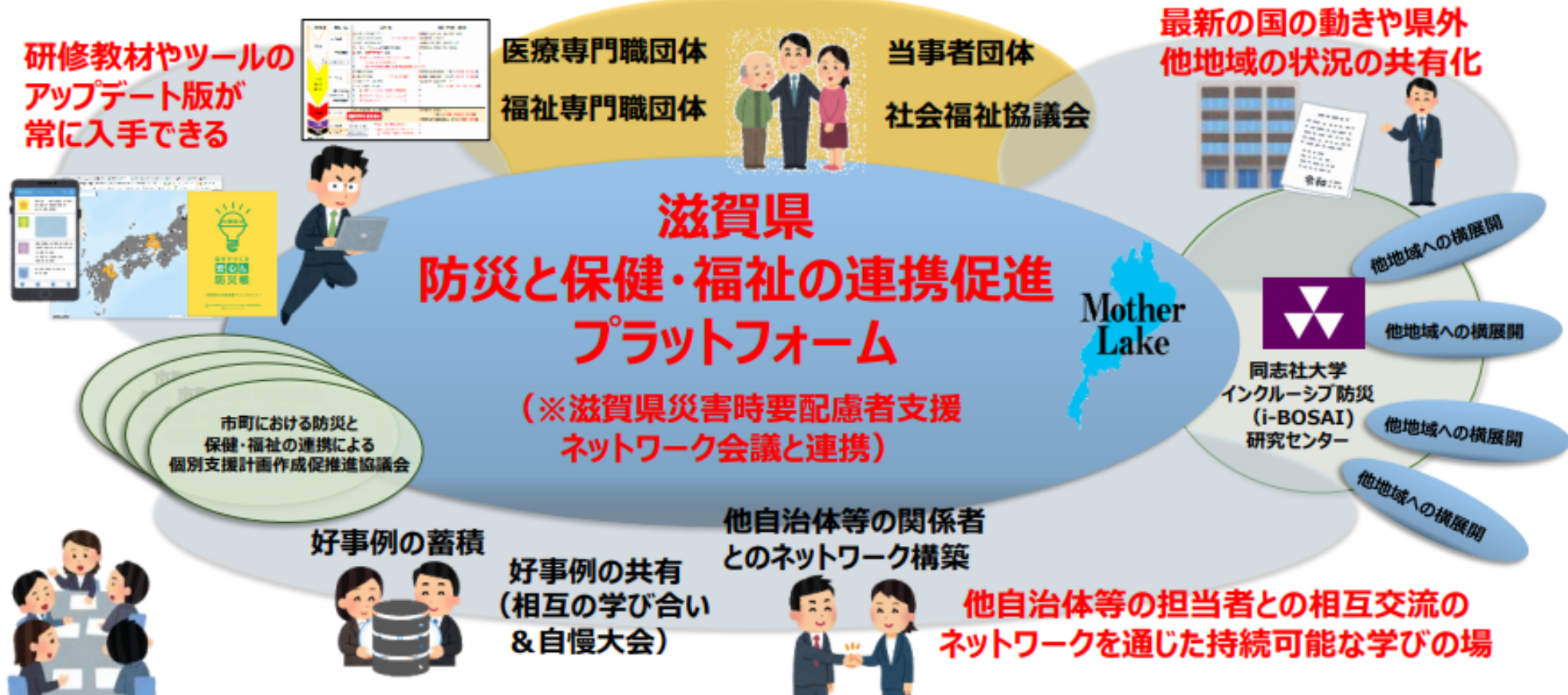
【会議開催回数】計4回（書面開催含む）

（8月、11月、1月、3月（予定））



滋賀県の取組

県内市町や医療団体、社会福祉協議会、福祉専門職団体、当事者団体等の団体、あるいは他都道府県の自治体、関係団体等と情報交換を行えるプラットフォームを設置し、滋賀県全体でこの取り組みの推進を図ります。



連携団体	役割
1 社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会	避難行動要支援者と地域や支援者等とのパイプ役・架け橋役
2 滋賀県障害者自立支援協議会	相談支援専門員による個別避難計画の作成
3 滋賀県相談支援専門員協会	相談支援専門員による個別避難計画の作成
4 滋賀県介護支援専門員連絡協議会	ケアマネジャーによる個別避難計画の作成
5 滋賀県介護サービス事業者協議会連合会	ケアマネジャーによる個別避難計画の作成
6 滋賀県老人福祉施設協議会	福祉避難所に関すること
7 NPO法人 滋賀県脊髄損傷者協会	当事者の立場から助言
8 社会福祉法人 滋賀県授産施設者福祉協会	当事者の立場から助言
9 NPO法人 滋賀県障害者連帯協議会	当事者の立場から助言
10 滋賀県肢体障害者の会「みずのわ」	当事者の立場から助言
11 NPO法人しが盲ろう者友の会	当事者の立場から助言
12 社会福祉法人 ひわこ学園	福祉施設の立場から助言
13 県内養護学校	養護学校の立場から助言
14 滋賀県訪問看護ステーション連絡協議会	訪問看護・医療的ケアが必要な方への支援方法
15 一般社団法人 滋賀県医師会	医療的ケアが必要な方への支援方法の助言
16 一般社団法人 滋賀県薬剤師会	医薬品に関する助言
17 公益社団法人 滋賀県社会福祉士会	避難行動要支援者と地域や支援者等とのパイプ役・架け橋役
18 滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	避難行動要支援者と地域や支援者等とのパイプ役・架け橋役
19 日本防災士会滋賀県支部	避難行動要支援者への支援方法の助言
20 INHK大津放送局	情報発信
21 県内市町防災・保健・福祉部局	個別避難計画作成事業を推進
22 県内自治会・町内会・自主防災組織・消防団	避難行動要支援者への支援方法検討

部局
1 知事公室
2 防災危機管理課
3 健康福祉政策課
4 障害福祉課
5 医療福祉推進課
6 健康寿命推進課
7 健康危機管理課
8 草津保健所
9 健康医療福祉部
10 甲賀保健所
11 東近江保健所
12 彦根保健所
13 長浜保健所
14 高島保健所
15 流城政策局
16 土木交通部
17 砂防課
18 教育委員会
19 保健体育課



※写真：滋賀県ウェブサイト(防災と保健・福祉の連携促進モデル『滋賀モデル』)より

群馬県の取組

災害時における避難の基本的考え方(群馬県避難ビジョン)

- 近年の災害の頻発化・大規模化、新型コロナ拡大を踏まえ、県として避難のあるべき姿を示し、県民の意識醸成、行動変容につなげる
- あるべき姿に基づいて対策の方向性を示すとともに、県・市町村・関係機関が連携・協力して実行する
- 順次対策を進め、今後5年を目途に完遂を目指す

1 避難の選択肢を多様に
～分散避難を進め自らの命は自らが守る～

2 避難所生活の質を向上する
～避難所において命と健康を守る～

3 自然災害にオール群馬で立ち向かう
～災害レジリエンスNo.1を実現する～

4

取組による効果・成果

成果① 「自走化」のための動機付け

➢ 能動的行動の促しにより、自走化を支援

成果② 温度感(認識・考え方)や課題の共有

➢ 勘違いや不安・懸念等の払拭、訪問を契機に内部協議

成果③ 対話と傾聴による顔の見える関係の構築

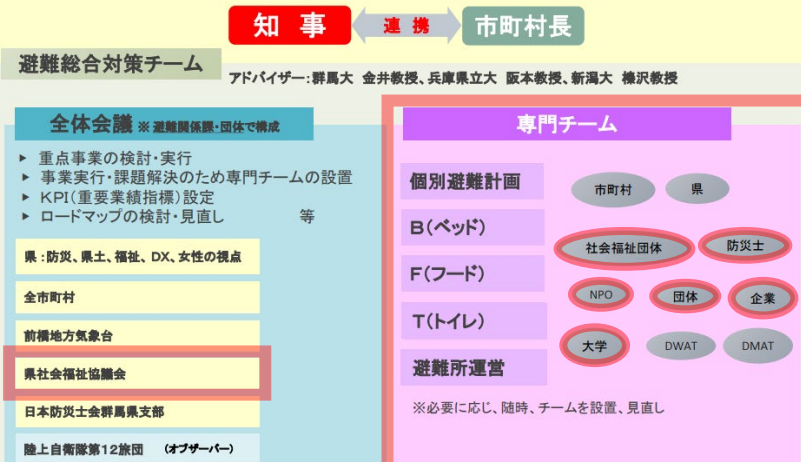
➢ 気軽に質問・問合せ、要望への対応

未策定市町村が減少

17市町村(R5.1.1) ▶ **8市町村**(R5.10.1)

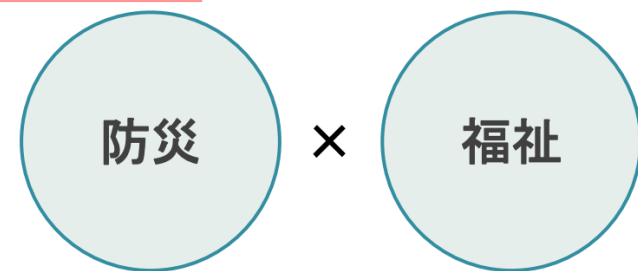
13

群馬避難総合対策チーム



5

群馬県では、
自然災害による死者ゼロを目指し、
防災と福祉の連携による防災・減災対策の取組を強化



誰ひとり取り残されることのない
地域共生社会の実現を目指す

17

関係者の参画を得た地域調整会議で計画を作成している例

参 考

Point

- 本人のことをよく知る関係者の参画を得て開催する
- 地域の実情を踏まえた関係者を巻き込むさまざまな工夫

地域調整会議は、ここまで見てきたような取組だけでなく、多くのモデル団体で、避難行動要支援者本人や家族、ケアマネジャー、自治会、自主防災組織、民生委員、社会福祉協議会などの本人のことをよく知る関係者、地域のことをよく知る関係者が対面やオンラインで集まり、一緒に考え、個別避難計画づくりに取り組んでいる。

なお、個別避難計画づくりに正解はなく、様々なアプローチで取組が行われてよく、例えば、本人・地域記入の個別避難計画づくりを行っている場合、地域調整会議にかえて避難訓練を行っている地域もある。

都道府県	市町村	地域調整会議への参加者	備考（巻き込む工夫など）
茨城県	常総市	対象者及び対象者の家族、福祉専門職、障害相談員、民生委員、自治会長、自主防災会長、防災士連絡協議会	地域ケア会議における個別避難計画作成会の実施。（全6回、1回あたりの所要時間は1時間半程度。）
新潟県	胎内市	モデル集落の区長、地域の役員、民生委員、ケアマネジャー、相談支援専門員、地域包括支援センター、社会福祉協議会	
長野県	下諏訪町	区役員、自主防災会、消防団、防災士、民生委員、福祉専門員、町職員	こまめに日程調整の連絡をすることが大切。
静岡県	富士市	富士市社会福祉協議会、ケアマネジャー、相談支援専門員、民生委員、自主防災役員、近所の人、消防団員、地域防災指導員、要支援者本人、近所に住む家族、障害者家族	参加者を地域に任せることで当事者意識を持てていただくことができた。
静岡県	長泉町	町：福祉保険課・地域防災課・長寿介護課 モデル地区：区長、自主防、民生委員 専門職：ケアマネ、相談支援専門員 社協：県社協・町社協	対象者と地域の顔つきををし、地域の結びつきを強めることを目指すことで、支援の関係を構築しやすくなる。
愛知県	岡崎市	自主防災組織、民生委員、学区福祉委員、災害ボランティア団体、地域包括支援センター	
滋賀県	大津市	当事者とその家族、福祉専門職、民生委員児童委員、（場合によっては）自治会及び自治連合会、自主防災組織など	当事者が必要としている支援、支援者が実施できる支援のすり合わせの場としている。
大阪府	豊中市	介護支援専門員、相談支援専門員、地域団体（民生・児童委員、校区福祉委員会、地域自治協議会）、社会福祉協議会、地域共生課・危機管理課職員	①計画作成に関する基本方針の検討段階から、災害時個別避難計画推進部に参画してもらった。 ②福祉専門職や地域団体が集まる会合での丁寧な説明や協力依頼、対象者別の研修を実施した。

都道府県	市町村	地域調整会議への参加者	備考（巻き込む工夫など）
高知県	黒潮町	区長、自主防災組織、民生委員、消防団、社協、ケアマネ、あったかふれあいセンター、防災福祉に関する有識者（オンライン）、町職員	地区や民生委員には事前に説明を実施。
長崎県	長崎市	A地区地域コミュニティ連絡協議会 A地区自主防災組織	
長崎県	佐世保市	議題：参加者の紹介、趣旨説明 ハザードの状況説明 担当ケアマネジャー等による本人の現況説明 必要な支援内容の整理、支援者の選定 所要時間：1時間程度 開催回数：10回 参加のべ人数：78名 参加者：町内会長、民生委員、担当ケアマネジャー等、地域包括支援センター、対象者ご本人・ご家族、本市職員	・個別に参加依頼をする。
大分県	日田市	避難行動要支援者、家族、避難支援者、自治会（自主防災組織）民生委員、生活支援コーディネーター、地域包括支援センター、介護支援専門員、相談支援専門員、行政職員	
宮崎県	宮崎市	自治会、民生委員児童委員、消防団、地区社会福祉協議会、地域包括支援センター、市社会福祉協議会、個別避難計画作成事業所	個別避難計画作成モデル事業検証委員会を設置し、関係機関への説明と依頼を行った。

※令和4年度「個別避難計画作成モデル事業（市町村事業）最終報告書」から抜粋し、内閣府において作成

都道府県による関係者と市町村との連携を後押しする場づくり

都道府県	概 要
青森県	青森県障がい者自立支援協議会「医療的ケア児支援体制検討部会」において医療的ケア児に係る個別避難計画などに関する情報を共有 ※構成：支援団体、県医師会、医療機関（医師）、県看護協会、訪問看護ステーション連絡会、保健所、県市町村保健師活動協議会、県相談支援専門員等協会、県保育連合会、特別支援学校、関係団体、県庁：障がい課・医療薬務課・こどもみらい課、教育庁学校教育課
山形県	県、市町村、市町村社会福祉協議会による災害時要配慮者避難体制構築推進協議会を設置し、個別避難計画作成における課題や事例の共有、意見交換を実施
山梨県	山梨県社会福祉協議会が主催する民生委員・児童委員向け研修において個別避難計画の制度、取組状況を説明し、市町村の取組への協力を依頼
岐阜県	関係機関が連携し災害時に有効な支援体制を整備することを目的として「岐阜県要電源重度障がい児者災害時等支援体制ネットワーク会議」を開催 ※構成：医師会、医療機関、訪問看護、電気事業者、医療機器関係企業、支援機関、当事者団体、市町村、県庁関係課（防災課、医療整備課、医療福祉連携推進課）
徳島県	県や市町村、福祉関係団体で構成する「徳島県災害福祉支援ネットワーク」を活用し、介護支援専門員協会や福祉施設関係団体、職能団体等に対し、市町村が行う個別避難計画作成への参画を依頼
鹿児島県	医療的ケア児の支援に係る関係者間で課題や支援策の協議、情報共有等を行う場として「鹿児島県医療的ケア児支援連絡協議会」を設けており、この場で、「個別避難計画の策定促進等」など、県が取り組む災害時における支援について関係者と情報共有することで、関係者が協働して医療的ケア児に対する支援を推進 ※構成：医師会、看護協会、医療機関、訪問看護ステーション協議会、小児在宅ケア・人工呼吸療法研究会、保健所長会、保健師長会、特別支援学校長会、教育委員会、相談支援ネットワーク会議、当事者団体、家族会、支援者団体、市町村など

関係者と連携することで
実効的な取組になる

取組指針における関係者との連携

(「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(令和3年5月改定) P.76~78)

第Ⅲ部 個別避難計画

第2 個別避難計画の作成等

2 個別避難計画の作成

(2) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制

(2) 個別避難計画の作成に係る方針及び体制(抄)

- 個別避難計画の作成においては、当事者である避難行動要支援者が、家族及び関係者とともに計画作成のプロセス、避難訓練、検証、見直し等を通じて、災害対応の意識を醸成し、避難の意欲を高めることが重要である。
- 個別避難計画は、市町村が作成の主体となり、関係者と連携して作成する必要がある。なお、作成の実務として、当該市町村における関係者間での役割分担に応じて作成事務の一部を外部に委託することもある。その場合であっても、市町村は、個別避難計画の作成主体として、適切に役割を果たすことが必要である。
- 個別避難計画を連携して作成する関係者としては、庁内の防災・福祉・保健・医療・地域づくりなどの関係する部署、これらの部署による横断的な組織のほか、庁外の介護支援専門員や相談支援専門員などの福祉専門職、民生委員、町内会・自治会等、自主防災組織、地域医師会、居宅介護支援事業者や相談支援事業者などの福祉事業者、社会福祉協議会などの地域の医療・看護・介護・福祉などに関する職種団体、地域で活動する障害者団体や難病・小児慢性特定疾病患者団体、地域福祉コーディネーター・専門機関・社会福祉協議会が主導する住民による地域の支え合いのネットワーク等(以下「個別避難計画作成等関係者」という。)がある。

このように、庁内・庁外の関係者間の連携を図ることは、個別避難計画の作成の取組を円滑に進めるために重要であり、そのための仕組みとして推進体制の整備が考えられるところであり、会議体や枠組みを組織横断的かつ庁外関係者にも開かれたものとして整備することも有効であることに留意すること。(参考) 第Ⅳ部 1. 避難行動要支援者連絡会議(仮称)の設置

個別避難計画の作成への参画は
win-win

避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針等を踏まえた業務継続に向けた取組等のさらなる推進について [内閣府参事官（避難生活担当）・厚生労働省担当課連名事務連絡]

- 令和3年度介護報酬改定においては、災害等が発生した場合であっても、必要な介護サービスや障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者、障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定等が、3年間の経過措置を設けた上で義務づけられました。
- 「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」も踏まえ、介護サービス事業者や障害福祉サービス等事業者は、平時から市町村の防災部局等関係者とも連携して災害発生時の避難先など利用者情報を予め把握することなどにより、利用者へのサービス継続に向けた取組を推進していくことが重要です。
- 令和3年7月6日付け標記の事務連絡（介護支援専門員協会及び相談支援専門員協会宛）において、事業者に対して以下取組への協力や参画をお願いしています。

平時における連携

個別避難計画の作成への参画

避難行動要支援者名簿及び
個別避難計画の共有
(→発災時の安否確認方法等の検討)

市町村の防災訓練との連携

発災時、又はおそれ段階における連携

事前に検討した方法に基づき、
利用者の安否確認を実施

避難所等（在宅避難を含む）に
においても必要な介護サービスや
障害福祉サービスを提供

個別避難計画や避難行動要支援者名簿は
個人情報だけど大丈夫なの？



事例① 平常時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の事前提供 概要

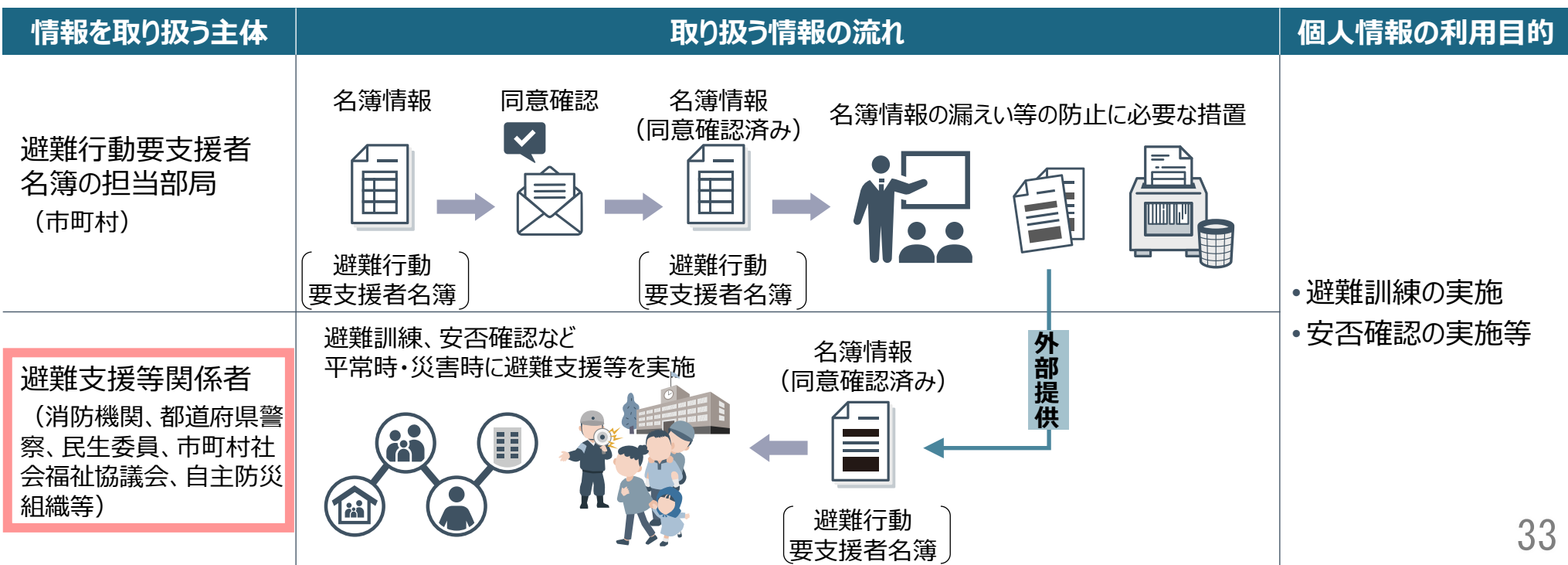
【事例の概要】

避難行動要支援者について避難の支援や安否の確認等を実施するための基礎とするために作成した名簿について、平常時から避難支援等関係者に提供するものとしてもよい。

提供してよい

事例のポイント

避難支援等関係者に対する名簿情報の平常時からの提供は、本人の同意がある場合はもとより、より積極的に避難支援を実効性のあるものとする等の観点から、市町村の条例において、平常時から名簿情報を外部に提供できる旨の定めがある場合は、本人の同意を要しないこととしている（災害対策基本法第49条の11第2項）ので、市町村の実情に応じ、必要な条例上の対応を検討することが望ましい。



※個別避難計画も基本的には同様



事例② 災害時における避難行動要支援者の名簿情報及び個別避難計画情報の提供 概要

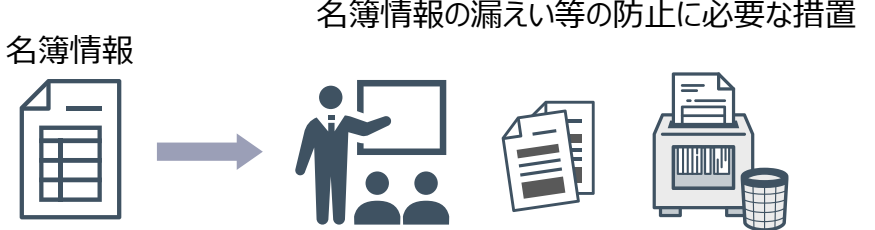
【事例の概要】

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難の支援や安否の確認等の実施に必要な限度で、避難行動要支援者名簿に記録等された情報を提供することは可能か。その際、本人の同意を得る必要はないと考えてよいか。

事例のポイント

提供してよい

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するため、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供することは可能である。その際、名簿情報を提供することについて本人の同意を得る必要はない（災害対策基本法第49条の11第3項）。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
避難行動要支援者名簿の担当部局 (市町村)	名簿情報の漏えい等の防止に必要な措置 	
避難支援等関係者その他の者 (避難支援等関係者（消防機関、都道府県警察、民生委員、市町村社会福祉協議会、自主防災組織）のほか、災害発生後に被災地に派遣された自衛隊の部隊、他の都道府県警察からの応援部隊等)	災害時における避難支援等の実施 	・避難支援等の実施

※個別避難計画も基本的には同様



事例③ ハザードマップと避難行動要支援者名簿に記録等された情報の重ね合わせ 概要

【事例の概要】

避難行動要支援者名簿に記録等された情報とハザードマップを重ね合わせ、要支援者マップを作成し、避難支援等関係者に提供してよい。

事例のポイント

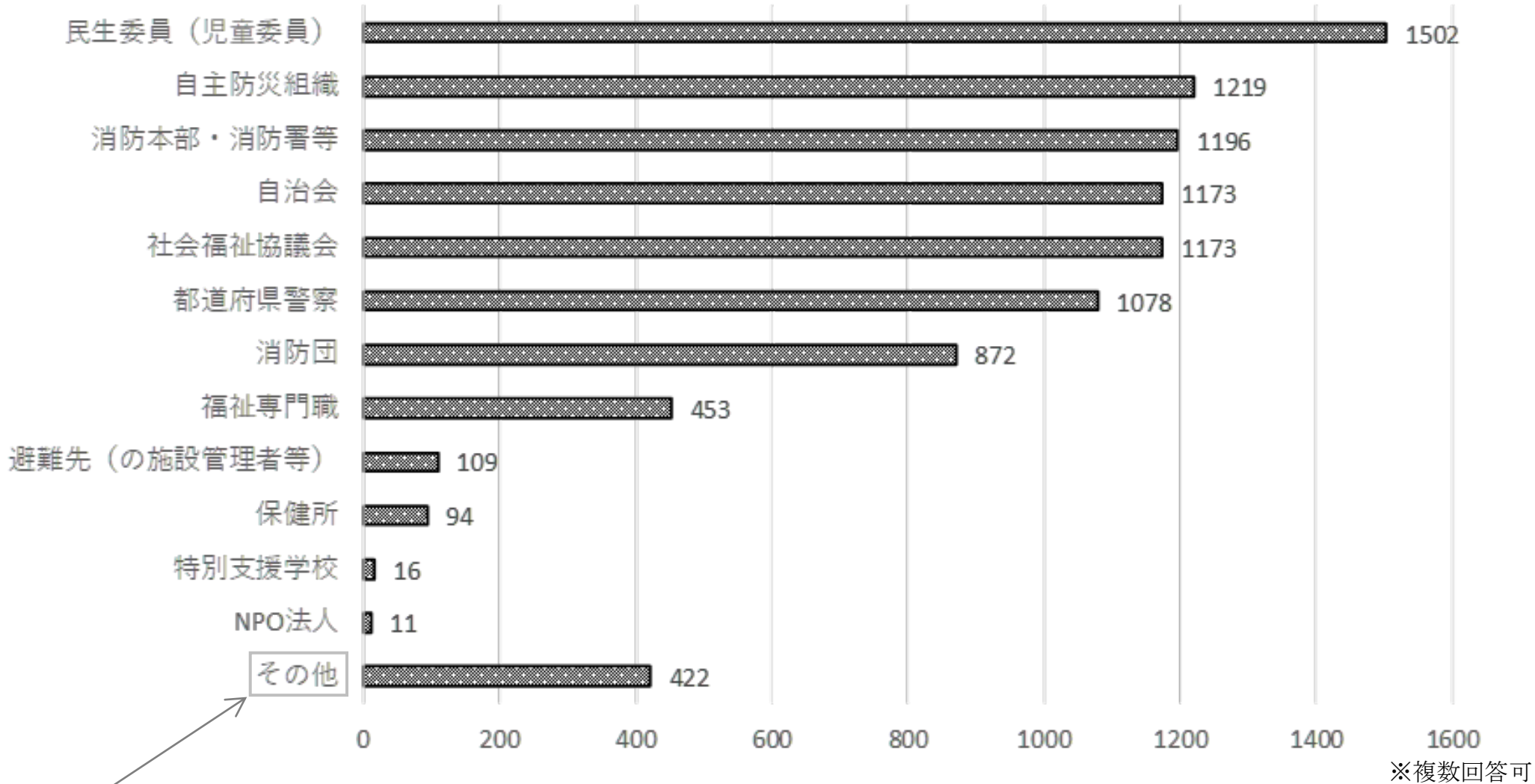
提供してよい

要支援者マップは、避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）の全部又は一部の情報とハザードマップ（個人情報に含まれないものとする。以下同じ。）を重ね合わせ作成され、避難支援等の実施に有効と考えられる。この要支援者マップの避難支援等関係者への提供は名簿情報の提供の態様の一つであり、災害対策基本法第49条の11第2項の規定の趣旨に反するものではないため、提供して差し支えない。

情報を取り扱う主体	取り扱う情報の流れ	個人情報の利用目的
避難行動要支援者名簿の担当部局 (市町村)	避難行動要支援者名簿 	・避難支援等の実施
防災部局 (市町村)	内部利用 避難行動要支援者名簿に記録等された情報  +  →  ハザードマップ等 要支援者マップ	
避難支援等関係者	外部提供  要支援者マップ	

個別避難計画に係る避難支援等関係者となる者

令和6年4月1日現在



行政区長 地域包括支援センター 老人会 障害者団体 マンション管理組合 訪問看護ステーション 医療機関
自衛隊 防災士 赤十字奉仕団 海上保安署 タクシー事業者 地域づくり協議会 交通安全推進委員会 等

今後の取組の方向性（予算等）

要支援者の避難に係る個別避難計画の作成の推進

令和7年度概算決定額 0.3億円
(令和6年度予算額 0.3億円)

政策統括官（防災担当）
（避難生活担当）

事業概要・目的

- 激甚な災害が近年頻発しているなか、多くの高齢者や障害者等が被害を受ける結果となり、要配慮者の避難の実効性確保が急務となっていることから、令和3年5月に災害対策基本法(昭和36年法律第223号)が改正され、市町村に避難行動要支援者ごとに個別避難計画の作成が努力義務化されるなどの規定等が創設された。ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- ハザードマップ上で危険な地域にお住いの、介護を要する方など、優先度が高いと考えられる者の個別避難計画について概ね5年程度で作成に取り組んでいただくよう市町村に依頼をしているところ。
- 個別避難計画を作成する市町村は、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難所の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成にあたって課題となる事柄が様々である。
- この課題に対応するため、これまでモデル事業等に取り組んできたところであるが、令和6年4月現在において、未策定の団体が約1割弱あり、また、一部策定済みの団体においても、災害発生に備え、更なる計画の策定が求められている。
- また、個別の課題としても、医療的ケア児の計画づくりや特別支援学校への直接避難等、多様な関係団体との連携が必要な課題が山積しているため、本事業では、個別避難計画の作成の更なる加速化を目指す。
- このためには、関係団体と市町村の関係づくりを支援する全国団体や都道府県の役割が極めて重要であることから、関係団体と連携した取組が十分に進んでいない市町村を後押しするため、市町村に対する総合的な支援を実施できる体制作りを行う。

事業イメージ・具体例

<個別避難計画作成加速化事業>

○ 全国協議会等の開催

- ・全国レベルの関係団体や関係省庁からなる全国協議会を開催し、個別避難計画の作成などに関連する取組事例やノウハウの共有などを行うとともに、防災、福祉、保健などの連携が必要な各分野の関係者の間における一元的な情報共有、会議開催、各地域への働きかけ等につなげる。
- ・全国都道府県の担当者を集め、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況や市町村の取組状況、抱える課題や当該課題に係る有識者からの助言・解決方策の方向性等を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。

○ 関係団体との連携した取組の加速を支援する事業の実施（連携支援事業）

- ・市町村と関係団体の連携した取組を加速化するため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。
- ・関係団体との連携強化を図るための研修、WS、普及啓発等を実施する。

○ サポーターの派遣

- ・先導的に取り組む自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣する。
- ・具体的な課題に対し、同じ自治体職員の立場の視点で助言等することによる早期の対応を実現する。

<普及・啓発事業>

○ 個別避難計画作成モデル事業のポータルサイトの運用

- ・これまでのモデル事業及び加速化支援事業で得られた、効率的・効果的な作成プロセスを全国の自治体に共有する。
- ・個別避難計画の作成に役立つ情報を収集し、広報素材等として、ポータルサイトに掲載することで自治体の取組を支援する。

期待される効果

- 都道府県による市町村へのきめ細かな支援の実施により、計画作成に着手する時期の前倒しや、より実効的な取組が可能となる。
- サポーターによる具体的な課題解決の相談・助言により、個別避難計画作成の加速が図られる。

個別避難計画に関する今後の取組の方向性

○個別避難計画の作成における最初の取組事項について

個別避難計画の策定が避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものであることにかんがみ、避難行動要支援者に対し、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等を避難行動要支援者にお知らせすることから取組を始める。

なお、既に計画を1件以上策定している団体においては、取組指針等においても示されているこのような取組について、今後、併せて取り組むことについて検討する。

○本人・地域記入の個別避難計画について

個別避難計画を策定するやり方には、本人が記入するやり方（本人・地域記入の個別避難計画）があることに留意する。

このやり方を採用する場合、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等の情報を、市町村においてあらかじめ記載等しておくことで、避難行動要支援者本人や関係者が考える手がかりになり、記入しやすくなるとともに、本人が避難先に実際に行ってみることを促し、実際に避難先を確認することなどの行動につながるなどが期待されるとともに、避難の可能性が高まることに留意する。

なお、既に計画を1件以上策定している団体においては、このような取組について、今後、併せて取り組むことについて検討する。

○避難支援等の実施について

既に個別避難計画を策定している市町村は、避難情報の伝達、安否の確認、避難先の把握などの個別避難計画に基づく避難支援等が適切に実施され、実施状況を把握する態勢づくりを進める。

なお、各市町村で作成されている避難行動要支援者名簿が避難支援等を実施するための基礎となるものであることに留意する。

※避難支援等の例

（災害時）

- ・避難情報を伝えること
- ・安否の確認をすること
- ・一緒に避難先に移動すること

（平常時）

- ・最寄りの避難先をお知らせすること
- ・自宅の災害リスクについてハザードマップ等により一緒に確認すること
- ・避難訓練を呼びかけること

○優先度の検討について

個別避難計画を策定するやり方の一つである本人・地域記入の個別避難計画に関しても、本人からの提出や返信がない場合については、お一人では記入できないなどの課題を抱えている可能性があり、このような策定のやり方は優先度の高い方を見いだす考え方の一つとなるものであることに留意する。

なお、このようなやり方で取組を進める場合、提出や返信がない方に対しては、戸別訪問の機会などを捉えて声かけを行い、必要に応じて策定の支援を行うなどの工夫にも併せて取り組むことで一層効果的な取組となる。

○市町村の取組状況の把握と支援の方向性に関する検討について

個別避難計画に取り組む市町村に対する伴走支援が重要であることは示したところですが、この点、令和6年4月1日時点において未策定であった市町村の現時点における取組の状況（未策定であるか否か、策定に向けた取組の内容等）を把握し、都道府県としての支援の方向性について、必要に応じて見直す。

○未策定の市町村に対する支援

未策定の市町村の取組状況を把握するに際しては、個別避難計画の策定が避難の円滑化や避難行動への支援の可能性を高めるものであることにかんがみ、自宅の災害リスクや避難先となりうる施設等を避難行動要支援者にお知らせすることや、本人が避難先となりうる施設等に実際に行ってみることや見てみることを促すこと、また、本人・地域記入の個別避難計画に留意されていることなどの点について確認する。

○協力を得て取組を進める行政機関の例について

協力を得て個別避難計画の策定の取組を進める関係する行政機関の例として保健所を例示していましたが、医療的ケア児支援センターと連携が図られている事例があることに留意する。